

NPO法人日本レーザー医学会 平成 29・30 年度評議員申請公募

役員選出委員会

役員選任規則第 3 章の規定に基づき、次期評議員（任期：平成 28 年の定例総会の翌日/10 月 22 日～平成 30 年の定例総会までの 2 年）の申請受付を開始いたしますので、**平成 28 年 6 月 20 日（必着）**までに、下記書類に必要事項を記入の上、事務局宛お送り下さい。

■ 平成 27・28 年度評議員が継続して評議員に申請する場合の提出書類

→「日本レーザー医学会評議員申請書（再任用）」

■ 正会員が新たに評議員に申請する場合の提出書類

→「日本レーザー医学会評議員申請書（新規用）」

■ 非会員が評議員に申請する場合の提出書類

→「日本レーザー医学会評議員申請書（非会員用）」

注意事項

- (1) 事務局では推薦者署名を集める事務は行いません。必要書類を完備の上、提出して下さい。
- (2) 提出書類は、①全て A 4 判紙の大きさに統一の上、②簡易書留郵便にて、お送り下さい。

~~~~~ 役員選任規則（抜粋） ~~~~~

### 第 3 章 評議員の選出

第 10 条 定款第 20 条の評議員の選任は、役員選出委員会の審査により選出し、理事会の審議を経て選任される。

第 11 条 評議員になるための審査を受けられる資格は、審査の行われる年の 9 月 1 日現在において、次の 1～4 号を全て具えているか、5 号または 6 号に該当しなければならぬ。

- 1) 継続して 5 年以上正会員であること。
- 2) 年齢が 65 歳未満であること。但し審査時に 67 歳未満の理事長、副理事長は定款第 16 条 3 項より有資格者と看なす。
- 3) レーザー医学の研究歴、職歴を有し、日本レーザー医学会の発展に寄与する業績のある者。
- 4) 正会員である 5 年間のうち半分以上（3 回以上）総会に参加し、活発な活動を行っていること。
- 5) 本会に著しい貢献があったことが認められる者。
- 6) 本会の発展に不可欠な特段の事由を有する非会員。

第 12 条 本会の評議員選出審査請求方法は次の通りとする。

- 1) 本会理事、評議員 2 名以上連記の推薦を要する。
- 2) 略歴、レーザー医学に関する主要業績目録又は推薦人による推薦理由
- 3) 入会年月日
- 4) 学会参加回数と参加総会年次  
を明記した書面を、通常総会の 3 ヶ月前までに役員選出委員長宛に提出しなくてはならない。

第 13 条 再任にあたっては、次の条件が満たされる者とする。

- 1) 引き続き評議員として学会に貢献する意思のある者。
- 2) 前任期間中、評議員会を正当な理由なく欠席していないこと。
- 3) 本会理事 1 名の推薦を要する。
- 4) 学会参加回数と参加総会年次  
を明記した書面を、通常総会の 3 ヶ月前までに役員選出委員長宛に提出しなくてはならない。

第 14 条 非会員を評議員選出審査請求する場合は、次の条件を満たさねばならない。

- 1) 正会員として登録することを絶対条件とする。
- 2) 本会理事、評議員それぞれ 2 名以上の推薦を要する。
- 3) 会員登録を行ったことを証する書面を添付する。
- 4) 略歴および推薦人による評議員に審査請求をする特段の理由と推薦理由。  
を明記した書面を、通常総会の 3 ヶ月前までに役員選出委員長宛に提出しなくてはならない。

第 15 条 理事長は、評議員に選任された者に対し選考した年の年度末までに、評議員になることを委嘱する